

学会ニュース

・・・第92号 2020年1月

目次

・ 第42回大会について	1
・ シンポジウムのお知らせ	1
・ 事務局より	2

第42回大会について

来年度の第42回大会は、2020年6月27日（土）、28日（日）に明治大学（駿河台キャンパス）で開かれます。開催校責任者は奥香織会員と辻昌宏会員です。

共通論題について

本大会では「公共空間と演劇」（仮題）をテーマにした共通論題が開催される予定です。コーディネーターは奥香織会員です。

自由論題公募要領

第42回大会で発表を希望される会員は、1000字以内の発表要旨をつけて、2020年2月29日（土）までに学会事務局宛、郵便かメールでお申し込みください（連絡先は学会ニュース末尾に記載されています）。郵送の場合は要旨のプリントアウト原稿および電子ファイル（「ワード」形式で作成されたもの）の両方をお送りください。メールの場合は、要旨を添付ファイル（「ワード」形式）またはメール本文にコピーしてお送りください。報告の採用の可否は幹事会で審査し、事務局から後日お知らせいたします。

発表は1件につき50分、うち報告が40分、質疑応答が10分の予定ですが、申込者が多数の場合は、個々の発表の時間を短縮したり、あるいはこれまでの発表の有無、共通論題を含む諸分野のバランスなどを勘案して、幹事会で調整させていただいたりすることもありますので、この点はあらかじめご了承くださいますよう、お願い申し上げます。また、会場で配布されるコピー資料は、原則としてご自分でご用意いただくことになっています。

詳細はプログラムが決定され次第、事務局から個々に連絡申し上げます。

シンポジウムのお知らせ

日本18世紀学会では、シンポジウム「ギリシア悲劇主題の18世紀のオペラ　—イピゲネイア主題のオペラを起点として」を後援します。申し込みは不要です。ふるってご参加ください。詳しくは、同封の案内をご覧ください。



事務局より

会員種別の導入とこれに伴う年会費の変更について

前号でお知らせした通り、中部大学での第41回大会総会（2019年6月9日）において、会員種別の導入とこれに連動した年会費の（関連会則も含めた）変更が認められました。

通常のA会員の他に、次世代支援のため、学生または常勤職をもたない方達を対象とするB会員を設けることになりました。これに伴い従来の一律5,000円であった年会費にかえて、A会員は6,000円を、B会員は3,000円を、それぞれの年会費として毎年所定の期日までに納入して頂くことになります。

会員種別および変更後の年会費は、年報および学会ウェブサイトの会則最新版で既に改正後のもの（会則第5条、後掲）を掲載しております。但し、実際の会員種別申告と変更後のA・B会員それぞれの会費納入は、2020年度（2020年4月1日～2021年3月31日）からになりますのでご注意ください。

B会員は自己申告とします。全会員に向けて実態調査を行うことは大変困難なので、このような措置を取らせていただきます。次の学会ニュース（第93号）を送付する際に振替用紙を同封します。B会員としての登録をご希望の方は、会費納入の際に振替用紙の通信欄にその旨を明記し自己申告していただきますようお願い申し上げます。

Q&A

Q1：「常勤職をもたない方」をもう少し詳しく説明してください。

A1：「常勤職」は雇用保険や社会保険等に加入するような職を想定しています。したがって「常勤職を持たない方」にはアルバイト、非常勤講師・特任教職員など非常勤職員・パートタイム職員などを広く含むものとします。就業形態が多様化しているため、「常勤職」に一律の定義を設けることが困難であることは承知しています。会則第5条第2項の「次世代支援のため、学生または常勤職を持たない者等」という要件に合致するかどうかを、各会員にご判断いただきます。

Q2：B会員に年齢制限はありますか？

A2：年齢制限はありませんが、「次世代支援のため」という趣旨をご理解ください。

Q3：B会員として申告する際に、必要な書類はありますか？

A3：必要な書類はありません。

Q4：B会員の資格は自動更新されますか？

A4：会則第5条第2項の要件を満たしている限り、資格は更新されます。しかし、常勤職に就いた場合は、A会員に切り替わります。資格変更が生じた場合は、すみやかにその旨を学会事務局にご連絡ください。

Q5：年度の途中に常勤職を得た場合、どういう扱いになりますか？

A5：その年度については、B会員として扱います。次年度より、A会員の会費を納入してください。

Q6：会員の種別は公表されますか？

A6：現時点では、公表することは考えていません。事務局で管理する名簿の原簿には種別を登録しますが、会員に配布する名簿には記載しない予定です。ただし、不正申告と疑われる事例が多く見られるようであれば、将来的に方針を転換することはあります。

(参考 会則第5条)

第5条 本会に入会しようとする者は、会員の紹介により幹事会に申しこみ承認をうるものとする。

2 本会は通常のA会員の他に、次世代支援のため、学生または常勤職を持たない者等を対象とするB会員を設ける。

3 A会員は毎年所定の期日までに年会費6,000円を、B会員は毎年所定の期日までに年会費3,000円を納入しなくてはならない。

なお、年会費について証明をご希望の方は、『年報』末尾または学会ウェブサイトの「日本18世紀学会会則」を印刷してご利用ください。

会則の一部変更について

現在、会則には「事務局長」に関する規定がありません。会則上存在しない役職であるため、郵便局口座開設（移管）時等の事務処理に支障をきたすことがありました。今後も同様のケースが生じる可能性を見越し、会則に記載することを提案します。この変更案は2019年12月21日の幹事会で了承され、会則第18条（現行）の規定に基づいて次の総会で審議されます。

現行	変更案
	<p>(事務局長)</p> <p><u>第15条</u></p> <p>(1) 代表幹事は幹事から事務局長を 1 名選任できる。</p> <p>(2) 事務局長は事務局を総括する。</p>
(事務局委員、編集委員) 第15条 本会の事務を処理するため、また幹事会を補佐するため以下の委員をおくことができる。 (1) 事務局委員 若干名 (2) 編集委員 若干名 2 事務局委員及び編集委員は、幹事会が任免できる。	(事務局委員、編集委員) 第16条 本会の事務を処理するため、また幹事会を補佐するため以下の委員をおくことができる。 (1) 事務局委員 若干名 (2) 編集委員 若干名 2 事務局委員及び編集委員は、幹事会が任免できる。
(総会) 第16条 本会は、毎年1回総会を開く。 2 総会は予算決算その他重要事項を審議する。	(総会) 第17条 本会は、毎年1回総会を開く。 2 総会は予算決算その他重要事項を審議する。
(臨時総会) 第17条 幹事会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の請求があるときは、臨時総会を開くものとする。	(臨時総会) 第18条 幹事会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の請求があるときは、臨時総会を開くものとする。
(会則の変更) 第18条 本会則の変更は、総会または臨時総会出席者の過半数の賛成を得なければならない。	(会則の変更) 第19条 本会則の変更は、総会または臨時総会出席者の過半数の賛成を得なければならない。

附則 本会則は2019年6月9日から適用される。	附則 本会則は <u>2020年6月29日</u> から適用される。
-----------------------------	---------------------------------------

入会申込方法の変更について

従来は、入会申込用紙（ExcelまたはPDF）のファイルを学会ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入して事務局に送る方式でした。紹介者の自署欄が設けられているため、事務局には紙に打ち出したものが届きます。そのため、会員名簿への登録が手作業になります。この業務を簡略化し、転記ミスを防止するために、入会申込手続きを電子データ化する予定です。

具体的には、学会ウェブサイトの「会員募集」ページに、入力フォームを作成します。入会希望者が入力した必要事項は、自動的に学会事務局に伝達されます。紹介者については、氏名の他にメールアドレスを記入する欄を設けます。紹介者による署名は省略しますが、必要に応じて学会事務局から紹介者に問い合わせを行うことがあります。その節はご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

業績アンケートについて

『年報』に会員の業績を掲載するために、例年この時期にアンケートを行っています。同封の用紙の要領に従って、回答をお願いします。ウェブでもご回答いただけますので、ぜひご活用ください。締め切りは2020年2月29日（土）です。データの整理のため、早めにお返事いただければ幸いです。（3月刊行分は予定でもかまいません。また、次年度号に掲載していただくこともできます。）

メールアドレスご登録のお願いとメーリングリストのご案内

日本18世紀学会では、会員の皆様のメールアドレス登録を進めています。それに基づくメーリングリストを介して、学会や研究会のお知らせ、ヴォルテール財団からの連絡などをメールによって会員の方々に迅速にお知らせすることができます。メールアドレスをまだ登録されていない方や、アドレスに変更のある方は、事務局までご一報ください。

また、日本18世紀学会の全会員は同時に国際18世紀学会に所属するため、日本18世紀学会に登録されたメールアドレスは同時に国際学会にも登録されます。国際学会での交流促進のためにも、2018年6月の総会で日本18世紀学会会員の登録メールアドレスを原則として国際学会に送ることが承認されました。国際学会へのメールアドレス登録を希望されない会員は、お手数ですが事務局まで個別にお申し出ください。

国際学会にメールアドレスが登録されると、国際学会からの重要な連絡を直接受け取ることができます。この登録にともない、各会員にはIDとパスワードが送られます。これを用いると、国際18世紀学会のサイトSIEDS-DIRECTに登録される会員情報にアクセスし、それを修正することができます。

（基本的に個人情報は非公開となっておりますので、希望する会員のみ、SIEDS-DIRECT上で「公開」を選択していただくことになります。）数年おきの国際学会の役員選挙の際も、このIDとパスワードがあれば、郵送によってではなく、インターネットを通して投票することができます。

ただ、未だに学会員の皆様のアドレス登録状況が十全とは言えない状況で、特に国際18世紀学会事務局からは日本18世紀学会のアドレス登録状況が（日本18世紀学会の会員数に比して）かなり低い水準にあるのを憂慮する声も寄せられています。

国際学会のメール登録一般と個人情報の公開の可否について不明なところがある場合は、日本18世紀学会事務局（jsecs18@gmail.com）もしくは直接に国際学会ウェブサイト担当者（Nelson Guilbert氏：admin@isecs.org）に問い合わせてください。

『年報』への論文投稿について

すでにご存じだと思いますが、大会での発表をもとにしたもの以外の論文も投稿できます。詳しくは『年報』または学会ウェブサイト記載の投稿規程をご覧ください。

投書欄について

この「学会ニュース」に投書をしていただくこともできます。たとえば以下のようない内容の投書が可能です。

- ・ 学会や事務局への意見、提案、希望など。
- ・ 掲示板：研究会の呼びかけ、行事の広告、情報提供の依頼（たとえば「『〇〇』という本を探しています」など）。会員同士の連絡にご利用ください。

いずれも事務局までお申込み下さい。

チラシや案内文書を「学会ニュース」に同封することも可能です。年3回の発行なので緊急の案内には適しませんが、全会員にお届けできます。（経費等の都合上、枚数の少ないものに限りります。）

共通論題のテーマ、および書評対象図書

会員からの提案を随時受け付けています。事務局または担当幹事まで。（ただし、共通論題のテーマ決定に際しては開催校の希望が優先されるので、必ずしもすぐにご提案が実現するとは限りませんが、事務局から開催校や幹事会に伝達します。）

当学会は学際的な学会であるため、会員の研究が広範囲に及び、担当幹事だけでは各分野の重要な文献の情報を集めるのが困難です。書評で取り上げるに値すると思われる図書がある場合、事務局までお知らせください。（特にご自分の専門分野が当学会で十分に扱われていないと思われる方は、積極的にご推薦ください。）

学会ニュースのエセー

今のところ、事務局から執筆をお願いしていますが、会員の皆さんからの希望も受け付けています。執筆を希望される方は事務局までお知らせください。（編集の都合上、1月号は11月初めまでに、4月号は2月初めまでに、9月号は7月半ば頃までにご希望をお寄せください。）

寄附のお願い

前号以来、以下の方から寄附がありました。お礼申し上げます。

新見肇子会員	10口	10,000円
山崎明日香会員	5口	5,000円
計	15口	15,000円

また、寄附を希望される方は、別紙要領をご覧ください。

献本

学会宛に以下の図書をいただきました。お礼申し上げます。

- ・ 井田尚『百科全書——世界を書き換えた百科事典』（2019年8月、慶應義塾大学出版会）
- ・ 清田仁『ルソーと方法』（2019年9月、法政大学出版局）
- ・ 大河内昌『美学イデオロギー——商業社会における想像力』（2019年10月、名古屋大学出版会）
- ・ 内村理奈『マリー・アントワネットの衣裳部屋』（2019年10月、平凡社）

新入会員の方へ

毎年6月の幹事会で入会を承認された方はその年度からの会員となります。6月の幹事会以降に入会を申し込まれた方は12月の幹事会で承認され次年度からの会員扱いになりますので、会費の請求はありませんが、他の会員同様に諸種の配布物をお届けいたします。

新会員の勧誘のお願い

ぜひ18世紀研究に関心のある方を本会にご勧誘ください。よろしくお願ひいたします。

幹事会メンバー（50音順）：出羽尚（年報編集）、岩佐愛（ウェブ／広報）、王寺賢太（大会）、大石和欣（大会）、隱岐さや香（国際執行委員会派遣委員）、金沢文緒（ウェブ／広報）、川島慶子（ダイバーシティー）、小関武史（事務局長、会計）、斎藤涉（年報編集）、坂本貴志（年報編集委員長）、武田将明（年報編集）、玉田敦子（国際執行委員会幹事）、鳥山祐介（年報編集）、馬場朗（総務）、逸見龍生（代表幹事）

会計監査：井上櫻子、川村文重

事務局委員：飯田賢穂、伊藤綾、淵田仁

日本18世紀学会ニュース 第92号 2020年1月発行

発行者 日本18世紀学会 代表者 逸見龍生

事務局 〒186-8601 東京都国立市中2-1

一橋大学大学院法学研究科 小関武史研究室 日本18世紀学会事務局

e-mail: jsecs18@gmail.com

tel: 042-580-8620

<https://www.jsecs.jp/>